

JAB MS200V35 ドラフト (D6) に対するパブリックコメント及び処置

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)																												
1	JQA： 松本／内野	付表 1	認定サブスキーム	E	「品質マネジメントシステム (注 2)」 「環境マネジメントシステム (注 2)」 該当となる注記がない。	それぞれ「注 2」を削除する。	○：採用いたします。																												
2	JQA： 松本／内野	付表 1	認定サブスキーム ／ 認証規格 及び 注 2	G	付表 1 認定サブスキーム及び認定分野 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">認定サブスキーム</th> </tr> <tr> <th>略称 (注 1)</th> <th>認証規格</th> </tr> <tr> <td colspan="2">品質マネジメントシステム(注 2)</td> </tr> <tr> <td>QMS</td> <td>JIS Q 9001 (ISO 9001)</td> </tr> <tr> <td>品質マネジメント</td> <td>航空宇宙品質マネジメントシステム(注 2)</td> </tr> <tr> <td>AS-QMS(9100)</td> <td>JIS Q 9100 (AS/EN9100)</td> </tr> <tr> <td>AS-QMS(9120)</td> <td>SJAC 9120 (AS/EN9120)</td> </tr> </table> 「注 2 AS/EN9100 は、IAQG (国際航空宇宙品質グループ) によって JIS Q 9100 と技術的同等性が認められた規格である。同様に、AS/EN9120 は、SJAC 9120 と技術的同等性が認められた規格である。 なお、AS/EN9100 及び AS/EN 9120 の他、これらの規格との技	認定サブスキーム		略称 (注 1)	認証規格	品質マネジメントシステム(注 2)		QMS	JIS Q 9001 (ISO 9001)	品質マネジメント	航空宇宙品質マネジメントシステム(注 2)	AS-QMS(9100)	JIS Q 9100 (AS/EN9100)	AS-QMS(9120)	SJAC 9120 (AS/EN9120)	付表 1 認定サブスキーム及び認定分野 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">認定サブスキーム</th> </tr> <tr> <th>略称 (注 1)</th> <th>認証規格</th> </tr> <tr> <td colspan="2">品質マネジメントシステム(注 2)</td> </tr> <tr> <td>QMS</td> <td>JIS Q 9001 (ISO 9001)</td> </tr> <tr> <td>品質マネジメント</td> <td>航空宇宙品質マネジメントシステム</td> </tr> <tr> <td>AS-QMS(9100)</td> <td>JIS Q 9100 (注 2)</td> </tr> <tr> <td>AS-QMS(9120)</td> <td>SJAC 9120 (注 2)</td> </tr> </table> 「注 2 なお、JIS Q 9100 及び SJAC 9120 には、IAQG (国際航空宇宙品質グループ) によって、これらの規格との技術的同等性が認められた他国、他地域の規格がある(例:AS/EN9100, AS/EN9120, 他)。」	認定サブスキーム		略称 (注 1)	認証規格	品質マネジメントシステム(注 2)		QMS	JIS Q 9001 (ISO 9001)	品質マネジメント	航空宇宙品質マネジメントシステム	AS-QMS(9100)	JIS Q 9100 (注 2)	AS-QMS(9120)	SJAC 9120 (注 2)	△：次のとおり修正いたします。  「注 2 JIS Q 9100 及び SJAC 9120 には、IAQG (国際航空宇宙品質グループ) によって、これらの規格との技術的同等性が認められた他国、他地域の規格がある。(例：AS/EN9100、AS/EN9120)」
認定サブスキーム																																			
略称 (注 1)	認証規格																																		
品質マネジメントシステム(注 2)																																			
QMS	JIS Q 9001 (ISO 9001)																																		
品質マネジメント	航空宇宙品質マネジメントシステム(注 2)																																		
AS-QMS(9100)	JIS Q 9100 (AS/EN9100)																																		
AS-QMS(9120)	SJAC 9120 (AS/EN9120)																																		
認定サブスキーム																																			
略称 (注 1)	認証規格																																		
品質マネジメントシステム(注 2)																																			
QMS	JIS Q 9001 (ISO 9001)																																		
品質マネジメント	航空宇宙品質マネジメントシステム																																		
AS-QMS(9100)	JIS Q 9100 (注 2)																																		
AS-QMS(9120)	SJAC 9120 (注 2)																																		

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」又は「E (編集上のコメント)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					術的同等性が認められた他国、他地域の規格がある。」  貴協会が行う認定活動（認定範囲）の対象として、AS/EN 規格が表に示されているが、現行認定証（AS/EN 規格の表記なし）や 付帯文書 A の適用範囲（JIS Q 9100 及び／又は SJAC 9120）と整合しない。	貴協会が行う認定活動（認定範囲）の対象を明確に識別するため、AS/EN 規格を削除する（又は必要がある場合、注記のみとする）。	
3	JQA： 松本／内野	付帯文書 A	適用範囲	E	「この付帯文書は、公益財団法人日本適合性認定協会が JAB200 及び JAB MS200 に従って行う <u>JIS Q 9100 及び／又は SJAC 9120 航空宇宙品質マネジメントシステムの認証</u> （以下、AQMS 認証という。）に関する適合性評価サービスを提供する機関（以下、機関という。）の認定活動に適用する。」  付表 1 で用いられている略称 (AS-QMS) と整合しない。	「この付帯文書は、公益財団法人日本適合性認定協会が JAB200 及び JAB MS200 に従って行う <u>JIS Q 9100 及び／又は SJAC 9120 航空宇宙品質マネジメントシステム</u> （以下、総称して <u>AS-QMS</u> という。）の認証に関する適合性評価サービスを提供する機関（以下、機関という。）の認定活動に適用する。」  付表 1 で用いられている略称 (AS-QMS) と整合させる。	○：採用いたします。
4	JQA： 松本／内野	付帯文書 A	5.4.1	G	「 <u>認定審査チームが、認定審査にて、組織審査立会時及び認定審査の目的（例：苦情に係る審査）に応じた、認定審査チームは、当該審査に先立ち、認証さ</u>	「 <u>認定審査チームは、認定審査に先立ち、組織審査立会時及び認定審査の目的（例：苦情に係る審査）に応じ、認証された組織（機関の依頼者）に対して、OASIS デ</u>	△：機関に対する要請期限について、実際、組織審査立会等、当該審査開始の 30 暦日前に確定されることが困難な状況が想定されるため、当該期限を暦日 14 日以内とするほか、ご意見を採用いたします。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					<p>れた組織（機関の依頼者）に対して、OASIS データベースの中のティア 2 審査結果（データ）を認定審査チームが閲覧できるようにすることを要請する。この閲覧に関する要請は、機関に対して、OASIS データベースフィードバックプロセスを通じて行う。機関は、認定審査チームの要請に対して、OASIS データベースの中のティア 2 審査結果（データ）の閲覧を許可するよう、当該組織と調整を行わなければならない。」</p> <p>冒頭部分が意味不明である。ティア 2 審査結果（データ）という用語は SJAC 9104-1A で置き換えられている。機関に対する要請期限が示されていない。</p>	<p>ータベースの中の非公開データを認定審査チームが閲覧できるようにすることを要請する。この閲覧に関する要請は、原則として当該審査が開始される日の暦日 30 日前までに、OASIS データベースフィードバックプロセスを通じ、機関に対して行う。機関は、認定審査チームの要請に対して、OASIS データベースの中の非公開データの閲覧を許可するよう、当該組織と調整を行わなければならない。」</p> <p>冒頭部分を編集する。ティア 2 審査結果(データ)という用語は非公開データ(SJAC 9104-1A 9.1.4)に置き換える。機関に対する要請期限の目安(原則)を追加する。</p>	

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。